

## 近世の高札

——大津百艘船を例にして——

杉江 進

はじめに

法令を広く一般に知らせるための手段として、板に書いて掲示することとは奈良時代末期から見られ、明治六年（一八七三）の太政官布告によって禁止されるまで続いた。この板は、中世の研究では「制札」、近世の研究では「高札」と呼ばれることが多い<sup>①</sup>。高札に関する研究は、法令公布の一手段として法制史の分野で進められ、包括的な成果として、古くは三浦周行や、穂積陳重の研究がある。

近世に限れば石井良助の先駆的研究があり、服藤弘司によって集大成された<sup>②</sup>。そこでは、幕府が出したキリシタン禁制の高札が最も著名であるが、これに忠孝・毒薬・駄賃・火付けを加えた五枚の高札が「大高札」と呼ばれて重視され、各藩でも幕府の高札を領内に掲示した。幕府の高札が「公儀御高札」と呼ばれたのに対し、各藩でも独自の法令を「自分高札」として出すが、その内容と数の全体像は把握されていないという。このように、過去の高札研究は、「大高札」を中心に幕府支配の中で検討され、法令の伝達と幕府の権威を示すものとして位置づけられている。

ところが、近年、近世の高札に対して、新たな視点による研究が進められるようになった。久留島浩は、村にとって高札は距離を示す起点となり、高札の掲げられる場所が行政的な中心となり、分村運動の中では独立を明示する象徴になるなど、その政治的な意味を明らかにした。そ

して、村の側が高札場や高札に独自の意味を与え、主体的に維持していることとすることの重要性を指摘した<sup>③</sup>。

渡辺浩一は、高札の文言や古文書学的な様式論は検討しないと断った上で、江戸を対象に、六ヶ所高札・三十五ヶ所高札・場の規制<sup>④</sup>高札という三類型とヒエラルヒー構造を明らかにし、高札と高札場の維持管理を検討した<sup>⑤</sup>。さらに議論を深め、高札の法令伝達という一次機能から二次的機能を想定して、高札が修覆される経緯や高札が建てられた場所（高札場）と地域との関係の検討を進める。そして、六ヶ所高札場の一つである浅草門内高札は床店設置の、江戸橋広小路の空地高札（場の規制<sup>⑥</sup>高札）は商蔵設置の、それぞれ根拠として、二次的機能を担わされていたとする<sup>⑦</sup>。

高札の維持管理と役負担をめぐる実態も明らかとなっている。大阪人権博物館の展示図録『高札―支配と自治の最前線<sup>⑧</sup>』には、能登・輪島の事例をとりあげた吉村智博「高札の管理と補修」、山本尚友「三条大橋西詰高札場」があり、重田正夫は埼玉県を対象に、高札の掲示状況と維持管理の歴史の流れを紹介している<sup>⑨</sup>。

また、博物館等での高札展示を通じて、高札の「モノ」としての側面も注目されるようになる。朝治武は、『高札―支配と自治の最前線』の巻頭論文「高札の考察―展示をみるために」の中で、「モノとしての高札」「高札の種類と製作・管理」「高札の掲示方法と高札場」を項目として論

述している。同じような展示の成果に熊谷市立図書館の『高札 中山道熊谷宿<sup>①</sup>』があり、熊谷宿の高札を中心に、形態、法令の変遷、高札の書き替え、高札場の管理等、高札をめぐる多くの問題に言及している。

これらに共通するのは、高札に書かれた法令の内容ではなく、高札をとりまく地域との関係に注目した研究といえることができる。近世後期になると、法令伝達的手段としての高札が形骸化していったという理解があるからである。それでも高札が維持されていた理由を、渡辺浩一は先にもふれたように、法令伝達という一次機能以外の二次的機能に求めている。しかし、高札は法令を板に書いて掲示することに本来の意味があり、高札に記された法令の内容によって、その役割も異なってくるはずである。

中世の制札研究を進めた小島道裕は、慶長六年（一六〇一）以前の木製制札のデータを収集し、制札の歴史の変遷を、当初は軍勢の乱暴狼藉を禁じたものが多かったが、一六世紀後半からは、武家領主から戦後の村への還住、市場や都市の秩序維持や特権付与による市立で、集住をはかるものが見られ、天津百艘船の特権付与など、領主の様々な面での積極的関与に制札が用いられるようになってくると整理した<sup>②</sup>。

但し、ここで注意しておきたいのは、木製の高札（制札）であるからといって、必ず掲示されたとは限らない点である。中世の制札研究では、田良島哲が禁制をとりあげ、屋外に掲示されるという基本的性格から、掲示用・保存用の二通が発給されるのが本来の姿で、保存用の場合は木製の制札が発給される場合と、紙本が発給される場合があったとした<sup>③</sup>。禁制は交付を受ける側から要望しており、万が一に備えて保存用を求めたといえる。また、小島道裕は、岐阜市円徳寺に残されている四枚の楽市令制札を対象に、実際に掲示されたのは最初の一枚で、残りの三枚はそれ以前の形を踏襲して制札の形で出されたものとし、掲示の有無を制

札が掲示された場（受け手）との関係で考察している<sup>④</sup>。

慶長六年までの制札の残存例は一二二件を数えるが、小島道裕が最後にふれた天津百艘船の高札は、特権付与の内容であること、同じ内容の制札が五枚も出されていることの二点から、極めて特異なものといえる。全国統一を目指した羽柴秀吉は、天正一四年（一五八六）延暦寺の麓、琵琶湖畔の坂本にあった城を天津に移した。そして、琵琶湖を介して京都と北国・東国を結ぶ流通網整備の一環として、天津城主の公用を務めさせる目的で「天津百艘船」の創設に着手する。初代の天津城主浅野長吉が、天津在住の船持ちに諸浦から船を集めることを命じ、近在の堅田・坂本・木浜などから船が百艘集まったという<sup>⑤</sup>。

こうして誕生した天津百艘船に特権を付与・安堵するための高札が、天正一五年に浅野長吉によって出され、慶長六年までの五枚に加え、明和二年（一七六五）の京都町奉行まで合わせて二三枚現存し、現在は失われたものが少なくとも三枚はあった<sup>⑥</sup>。この内、今に伝わる高札の形状をまとめたのが、表である。高札は、いずれも一枚板からなっており、屋根はない。しかし、天部の欠けている一枚を除き釘穴が何カ所か見られるところから、当初は屋根があったことは間違いなく、役目を終えた後に取り外されたと考えられる。

高札の屋外掲示の有無は、モノとしての高札の観察に委ねられるが、高札の掲示方法が想定できる、①背面に日に焼けていない柱部分が白く残る、②柱に打ち付けた釘穴が残る、③背面に柱を通すための溝が残る、④下部に高札を支えた痕跡が残る、⑤墨書がかすれる、の五点と、⑥同時代史料から掲示の事実が確認できる、を根拠に判断している。

本稿では、これらの高札を、法令として示された内容と「モノ」としての形状の両面から検討することで、高札が掲示されることの意味について考えていきたい。

## 大津百艘船高札一覧

|    | 発給者          | 署名                   | 役職                  | 年号                | 法量 (縦×横×厚)           |
|----|--------------|----------------------|---------------------|-------------------|----------------------|
| 1  | 浅野長吉         | 弾正少弼 (花押)            | 大津城主                | 天正 15 (1587).2.16 | 35.7×48.8×1.8        |
| 2  | 増田長盛         | 右衛門尉 (花押)            | 大津城主                | 天正 17 (1589).2.15 | 33.4×49.8×1.9        |
| 3  | 新庄直頼         | 駿河守 (花押)             | 大津城主                | 天正 19 (1591).5.9  | 33.0×49.7×1.2        |
| 4  | 京極高次         | 大津侍従 (花押)            | 大津城主                | 文禄 4 (1595).9.11  | 37.7×59.8×0.7        |
| 5  | 大久保長安        | 十兵衛尉 (花押)            | 幕府代官頭               | 慶長 6 (1601).7.2   | 37.1×59.8×0.7        |
| 6  | 小野貞則         | 小野宗左衛門 (花押)          | 大津代官・大津町支配          | 元和 3 (1617).6.16  | 37.9×60.0×1.8        |
| 7  | 小野貞久         | 小野喜左衛門 (花押)          | 大津代官・大津町支配          | 慶安 3 (1650).2.16  | 37.6×60.0×1.8        |
| 8  | 雨宮寛長         | 雨宮庄九郎 (花押)           | 大津代官・大津町支配          | 元禄 12 (1699).11.- | 378.8×60.8×1.4       |
| 9  | 雨宮寛長         | 雨宮庄九郎 在判             | 大津代官・大津町支配          | 元禄 12 (1699).11.- | 39.3×63.7×2.1        |
| 10 | 雨宮寛長<br>雨宮寛民 | 雨宮庄九郎 在判<br>雨宮源次郎 在判 | 大津代官・大津町支配<br>湖水船奉行 | 宝永 4 (1707).12.-  | 39.2×66.0×2.0        |
| 11 | 古郡年明         | 古郡文右衛門               | 大津代官・大津町支配<br>湖水船奉行 | 正徳 3 (1713).10.-  | 38.5×66.5×2.4        |
| 12 | 本多忠英<br>向井政暉 | 筑後<br>伊賀             | 京都西町奉行<br>京都東町奉行    | 享保 17 (1732).8.-  | 38.8 ※ × 106.2 × 1.2 |
| 13 | 小林春郷<br>太田政房 | 阿波<br>播磨             | 京都東町奉行<br>京都西町奉行    | 明和 2 (1765).5.-   | 44.8×109.6×4.5       |

|    | 発給者          | 天部 | 表面    |         | 裏面 |                     | 高札の屋外掲示 |                   | 備考 |
|----|--------------|----|-------|---------|----|---------------------|---------|-------------------|----|
|    |              | 釘穴 | 顕著な風化 | 釘穴      | 日焼 | 蟻型溝                 | 有無      | 掲示方法              |    |
| 1  | 浅野長吉         | 7  | ×     | ×       | ×  | ×                   | ×       |                   |    |
| 2  | 増田長盛         | 7  | ×     | ○ (1カ所) | ×  | ×                   | ×       |                   |    |
| 3  | 新庄直頼         | 4  | ×     | ×       | ×  | ×                   | ×       |                   |    |
| 4  | 京極高次         | 4  | ×     | ○ (3カ所) | ○  | ×                   | ○       | 柱に釘で打ち付け          |    |
| 5  | 大久保長安        | 10 | ×     | ○ (3カ所) | ○  | ×                   | ○       | 柱に釘で打ち付け          |    |
| 6  | 小野貞則         | 6  | ×     | ×       | ×  | ×                   | ×       |                   |    |
| 7  | 小野貞久         | 7  | ×     | ×       | ×  | ×                   | ×       |                   |    |
| 8  | 雨宮寛長         | 9  | ×     | ×       | ×  | ×                   | ×       |                   |    |
| 9  | 雨宮寛長         | 8  | ○     | ×       | 不明 | ○、中央1本、途中で止まる       | ○       | 柱に蟻形溝で接合し下部を釘で固定  |    |
| 10 | 雨宮寛長<br>雨宮寛民 | 6  | ○     | ×       | ○  | ○、中央1本、途中で止まる       | ○       | 柱に蟻形溝で接合し下部を受ける   | ◎  |
| 11 | 古郡年明         | 5  | ○     | ×       | ○  | ○、中央1本、途中で止まる       | ○       | 柱に蟻形溝で接合し下部を釘で固定  | ◎  |
| 12 | 本多忠英<br>向井政暉 | ※  | ×     | ×       | ×  | ×                   | ○       | 下部2カ所で受ける (上部は不明) | ◎  |
| 13 | 小林春郷<br>太田政房 | 6  | ○     | ×       | ×  | ○、左右に2本、上まで貫通 (板補強) | ○       | 下部2カ所で受ける (上部は不明) | ◎  |

- ・「○」は有り、「×」は無し
- ・12の「法量」「天部」の※は上部が欠けていることを示す
- ・「備考」の◎は「印紙」(文書の定書)有り

所蔵：1は市立長浜城歴史博物館、それ以外は「大津百艘船関係資料」

## 第一章 大津城主と高札

天正一五年（一五八七）二月一六日付で浅野長吉が出した最初の高札「1」（以下「1」の番号は、表「大津百艘船高札一覽」の番号を示す）は、次のようなものである（「1」は改行を示す）。

定

一、当津荷物・諸旅人、いりふねにのせ」ましき事

一、当所へ役義つかまつらざる舟に、荷物・旅人のせましき事、

一、他浦にてくしふねにとられ候ハ、此方へ」可申上候、かたく可申付事、

一、くしふねにめしつかい候とき、あけ」おろしの儀、せんとう共仕ましき事、

一、家中の者下にて舟めしつかい候」儀、曲事候、もし舟つかい候ハんと申」もの候ハ、此方へ可申上候事、

右之旨相そむくともからあらハ可加」成敗者也、

天正十五年二月十六日

弾正少弼（花押）

事書は「定」、書止は「右之旨相そむくともからあらハ可加成敗者也」

となつている。内容は、大きく前半の二カ条と後半の三カ条に別けられる。第一条は、「当津」（大津浦）からの荷物や旅人は、「いりふね（入船）」

＝他の湊から大津浦へやってきた船、には積ませないという、大津浦の船による独占的な積み出しの特権を与える。続いて、第二条で、「当所」（大津町）へ「役義」を務めない船、即ち大津城主の公用を務めない船に

は、第一条と同様に荷物や旅人は積ませないという、制限を加えたものである。大津からの荷物・旅人の積み出しは、大津浦の船で、かつ大津城主の公用を務める大津百艘船に独占させることで、保護を図ろうとしたものである。

それに対し、第三条は大津百艘船が他浦において公事船にとられることの禁止、第四条で公事船として徴用した際の船頭による荷役業務の禁止、第五条で浅野長吉家臣の私的な利用の禁止を命じている。いずれも、大津城主の公用船としての徴用規程といえる。所付を欠くのは、第一条で「当津」、第二条で「当所」と区別していることによる。高札が出される直前の二月八日、秀吉は京都から大津に向かっており、高札の内容について秀吉の関与は十分考えられる。

次に高札「2」を出したのは、天正一七年二月一五日付の増田長盛で、日下に「右衛門尉」の署名と花押を据える。文言を浅野と比較すると、「舟」と「船」、「お」と「を」のような字の使い方に一部差異が認められるが、他は全く同じである。しかし、決定的に異なるのが、事書と書止である。事書は「従前々相定法度之事」とあり、先の浅野の高札を受けて出していることを示している。書止は「右之旨相そむくともからあらハ申上可加成敗者也」と、自己の判断ではなく、上位者に報告をした上で成敗するとしている。

三枚目「3」は、天正一九年五月九日付の新庄直頼で、日下に「駿河守」の署名と花押を据える。内容を浅野と比較すると、増田の場合と同様に漢字やかなの一部分に異同や前後がみられる程度である。事書も、増田と同様に「従前々相定法度之事」であるが、書止は「右条々弾正少弼・右衛門尉時より相さたむる旨にまかせ候、相そむくともからあらハ申上可加成敗者也」と、わざわざ浅野と増田の名前をあげる。違犯者に対しても、増田と同様に改めて上位者に報告した上で成敗するとしている。

大津城主として最後に高札「4」を出したのは、京極高次である。日下に「大津侍従」の署名と花押を据える。京極は、天正一八年に八幡山城主となるが、文禄四年（一五九五）豊臣秀次の追放に関連して八幡山城は廃城となり、大津城主に転じた。京極の高札は文禄四年九月一日付

で、大津城主となって間もない時である。浅野と比較すると、漢字とかなどで異なる以外は同じである。事書は「定」、書止は「右之旨相そむくともからあらハ可加成敗者也」と、増田や新庄のように上位者の意向を伺うのではなく、浅野と同様に独自の成敗をうたっている。

以上、大津城主が出した四枚の高札の文言をみてきたが、内容は同じと考えてよく、最後に年月日を記し、日下に官途と花押を据えている。しかし、事書と書止には大きな違いが見られる。浅野と京極が独自の権限で「定」を出し、違犯した者に対しても自らの権限で処罰することをうたっているのに対し、増田と新庄は事書でそれ以前の高札を受けることを示し、処罰も上位者にうかがうとしている。

この違いは、浅野が城将でありながらも初代大津城主として秀吉の関与の下で高札を出したこと、京極が大津城主として大津浦を含む大津城下と大津百艘船を直接支配する権限を持っていたのに対し、増田・新庄は城将として大津城を預かる立場であり、その権限も弱かったことによると思われる。そして城主がかわる度に、新たな城主が同様の高札を出したのは、特権付与によって大津百艘船を育成・保護していく必要があったからだと考えられる。

次に、高札の形状について、表を参照しつつ検討する。いずれも横長で、浅野から新庄までは縦・横ともほぼ同じ長さで、厚さは新庄が薄い。京極は縦・横とも大きくなるが、厚さは最も薄い。掲示の有無については、浅野が全体に焦げ茶色に変色しているが、浅野・増田・新庄ともに、表面の顕著な風化、柱に打ち付けた際の釘穴<sup>22)</sup>、背面で柱部分だけが日に焼けていない跡など、屋外に掲示した場合の痕跡は見られない。

ところが、京極の高札は、表面に顕著な風化は見られないものの、柱に打ち付けた釘穴が上・中・下の三カ所有り、背面には柱の部分だけが日に焼けていない跡が白く残る。大津城主が出した四枚の高札の中で、

唯一屋外に掲示されたものであることが明らかである。

大津城主の高札で屋外に掲示されたのが京極のみとすれば、浅野から新庄までの三枚は大津城主から受け手に対して渡され、受け手が保管をしていたことになる。この場合の受け手とは、大津百艘船の創設にあたって船百艘を集めるように命じられた、大津在住の船持ちと考えられる。

それでは、何故渡された高札を屋外に掲示しなかったのであろうか。浅野が高札を出した時は、大津城と城下町の整備に着手したところであり、荷物・旅人の積み出しの独占や、公事船として使用する際の規制を示すことで、大津城主の公用を務める船仲間を組織するための優遇策を示したといえる。したがって、琵琶湖各地の船持ちに対して情報として提供すればよかつたのであり、必ずしも掲示の必要なかつたのではないだろう。

それに対し、京極の高札は、湊も整備され船の数も集まつたところから、大津居住の船持ち（大津百艘船）が、自分達の特権を示すために掲示したといえる。同時代史料の中で大津百艘船の名前が登場するのは、慶長五年の大津籠城戦後、京極の家臣四人が籠城戦への参加に対する感状の宛先に、「大津百艘舟方中」と見えるのが最初である<sup>23)</sup>。京極の高札は、大津百艘船がその特権を示す高札として、初めて掲示したのである。

慶長五年（一六〇〇）九月、関ヶ原合戦を前にして大津城主京極高次は東軍に味方して大津城に籠城し、大津百艘船も高次に従った。籠城戦により、城下は廢墟と化し、戦後、城は膳所に移され、大津町は徳川家康の支配するところとなった。そして、慶長六年七月二日付で、家康の臣で代官頭を務めた大久保長安により、歴代の大津城主と同様の高札「5」が出された。文言は、漢字・かなの一部に異同はあるが、浅野と同様である。事書は「掟」、書止は「右前々より如此有来候通そむくともからあらは可加成敗者也」とある。歴代の大津城主の高札を受けて出され

たものであることを示している。大きさは、縦・横・厚さとも、京極とほぼ同じである。形状は、上・中・下に釘穴が三カ所あり、表面の風化は顕著ではないが、背面には柱の部分が日に焼けていない跡が白く残り、屋外に掲示されたことは明らかである。

同じ七月の一八日、大久保長安は加藤正次・板倉勝重との連署書状で、琵琶湖の船奉行であった観音寺にその職を安堵し、諸浦庄屋中・舟方中に引き続き観音寺が船奉行を務めることを伝えている<sup>24</sup>。大久保の高札は、大津百艘船の特権を単独で認めた訳ではなく、観音寺を引き続き船奉行とすること併せて、関ヶ原合戦後も琵琶湖の船支配は従来通りの体制で臨むことを示したものと見える<sup>25</sup>。

家康は大津籠城戦で荒廃した大津町復興のために、地子免許の特権を与えるが、それは長安の高札が出されてから一年三カ月後の慶長七年一〇月八日のことであつた<sup>26</sup>。家康が、琵琶湖の船支配と大津百艘船をいかに重視していたかがわかる。

## 第二章 大津代官と高札

第三章でふれる大津百艘船と彦根三湊（彦根藩領の松原・米原・長浜）との争論の中で、享保一二年（一七二七）八月付で大津百艘船持共が出した「大津浦百艘船持共由緒<sup>27</sup>」には、「権現様御代、慶長六年七月二日大久保十兵衛尉様より、先規之通船御制札被為成下、其後大津御役所より無断絶、往古より只今に至り、御制札奉頂戴、所持仕罷有候」として、大久保長安以降、元和三年（一六一七）六月一六日付の小野宗左衛門貞則、慶安三年（一六五〇）二月一六日付の小野喜左衛門貞久、元禄一二年（二六九九）十一月付の雨宮庄九郎寛長、宝永四年（一七〇七）一二月付の雨宮庄九郎寛長・雨宮源次郎寛民、正徳三年（一七一三）一〇月付の古郡

文右衛門年明の、合計五枚の高札をあげる。差出者は、いずれも大津代官で大津町支配を兼帯（雨宮寛長以降は湖水船奉行も兼帯）しており、表に示すように原本又は複製が今に残されている。なお、小野氏の場合は本家と分家が同時に代官に就任しているが<sup>28</sup>、高札を出したのは本家の代官である。

最初の小野貞則の高札「6」は、次のようなものである<sup>29</sup>。

### 従前々相定法度之事

- 一、当津にて諸旅人・同荷物、ともおりに「あたり候船之外、いり舟にのせ申間敷事、
- 一、当所へ役儀不仕舟に、旅人・荷物」のせ申ましき事、
- 一、他浦にて公事舟にとられ候ハ、此方へ」可申候、但御朱印并奉行所手形」於有之者、異儀有間敷事、
- 一、公事舟に召遣候時、荷物つミあけ」の儀、前々如有来舟頭仕間敷事、
- 一、我等もの内々にて船召遣候ハ、此方へ」可申候、急度可申付事、

右之条々従先規相定旨にまかせ」如此候、若相背輩有之者、可為曲事」者也、

元和三巳六月十六日 小野宗左衛門（花押）

事書は「従前々相定法度之事」とあつて、それ以前の高札をうける形をとっている。一方、書止は「従先規相定旨にまかせ」と従来の法によることを示しながら、違犯者に対しては「可為曲事」とあるだけで、処罰については特にふれていない。大久保とは明らかに異なり、権限の弱さが見られる。

内容は大久保の高札を踏襲しているが、第一条・第三条・第四条・第五条に、変更点が見いだせる。第一条では、旅人と荷物の順番が逆になつ

ていること、他浦からの船に積ませないという大津百艘船の特権に対し、「ともおりにあたり候船之外」という条件が付けられている。「ともおり」とは船積みに関する順番規程であり、天正一九年（二五九二）五月付で秀吉の出した「江州諸浦」宛の定書第四条に示された、「於諸浦廻船之儀、旅人・商賈荷物、先次第に可相積之事」という、湊に着いた船の順番で積み出すという規程である。したがって、この追加は、順番規程に従わない船は積み出せない、即ち大津百艘船であっても大津浦からは順番で積み出すことを、命じたものである。

第三条の変更点は、他浦で公用船に取られることがないという大津百艘船の特権に対し、例外規定として朱印状や奉行所からの手形があれば、他浦であっても役儀を果たすように命じている。この追加は、大津百艘船の特権の一部が制限されたことを意味している。第四条では、「あけをろし」に船頭がかかわることを禁止していた内容が、「つみあけ」だけとなっている。第五条では、私的な船の使用の禁止対象が、「家中之者」から「我等もの」に変わっている。幕府代官としての立場の反映である。

このような内容の高札が、元和三年に出された理由と考えられるのが、次二点である。まず、元和元年七月に「江州諸浦惣代」の堅田村が、「此一兩年」（大坂の陣という戦時下）の間は海洋・大津によって荷物輸送が独占されていることを訴えた争論の影響である。<sup>31)</sup> 元和元年九月一日付で出された裁許は、京都所司代板倉勝重以下九名の連署（幕府代官で湖水船奉行の観音寺、大津代官で大津町支配の小野貞則を含む）によって「諸浦如前々」に申し付けられている。「諸浦如前々」とは、「ともおり」の順番を遵守することであり、裁許翌年の元和二年正月一日付で堅田で定められた「堅田舟頭中掟」<sup>32)</sup>でも、第一条では「ともおり」の遵守がうたわれている。小野貞則の高札は、大津からの荷物・旅人を積み出す場合でも「ともおり」をまもることを再度確認したといえる。

第二は、第三条の追加内容に関わるが、元和三年六月一日、二代将軍徳川秀忠は上洛のために江戸を発した。大坂の陣で豊臣家を滅ぼした後、秀忠単独では最初の上洛であった。供奉した大名の総勢は六万人ともいわれるが、平時での上洛を前にして、一行の輸送への対応から、大津代官以外による公用船の使用を認める条項が加わったと考えられる。

なお、これ以前に大津百艘船の特権を認める高札を出していた大久保長安は、慶長一八年（二六一三）四月二五日駿府で死去している。しかも、死後に代官在職中の不法が露見し、子供は死罪、関係のあった大名は改易され、配下の手代代官や下代の多くが処罰されている。<sup>33)</sup> 幕府より処罰された者の高札が効力を持っていたとは考えられず、長安の高札がいつまで掲示されていたかは謎である。

小野貞則に次ぐのは、慶安三年二月一六日付の小野貞久の高札「7」である。小野貞則は寛永五年（一六二八）に長男の貞勝に家督を譲るが、貞勝は寛永九年に父に先立って病没する。そのため、貞則が再度代官となり、寛永一八年に至って孫の貞久に職を譲った。<sup>34)</sup> 貞久の父貞勝は高札を出しておらず、貞久も代官就任から九年後のことで、大津城主のように代替りに出された訳ではなかった。

貞久と貞則の文言を比較すると、事書と書止はまったく同文で、貞久の第四条が「公事舟ニ召遣候時、船頭荷物つみあけ仕間敷事」と簡略化されている点と、漢字とかなの使い方が異なるくらいである。代官に就任して九年もたった慶安三年に貞久が高札を出したのは、この時も大津百艘船の特権に影を落とす事件が起きていたからである。それは、対岸の矢橋への荷物積み出しをめぐる、松本との争論であった。

大津の東に位置する松本は、中世から琵琶湖の渡し場として知られていた。<sup>35)</sup> 大津築城後も、新庄直頼の城主時代には直忠（東玉齋）と直寿（藏齋）の二人の弟が、それぞれ「大津町奉行」と「松本町奉行」の任にあ

り、大津の「嶋関」で松本船が荷物を積み出そうとして争論となっていた。<sup>37</sup> 浅野長吉以来の高札では、大津からは他浦の船が荷物を積み出すことは禁止されており、大津と松本の間ではその境が問題となっていたのである。両者の争論は、慶長一六年、寛永一九年、そして慶安二年とくり返されている。<sup>38</sup> 争論の結果を示した裁許状は知られていないが、おそらくは慶安二年の争論が大津の勝訴となり、小野貞久から大津百艘船の特権を安堵するという意味で、同内容の高札が出されたと考えられる。

貞則・貞久の二枚の高札は、表にみるように大きさは大久保とほぼ同じであるが、厚さは倍以上である。どちらも、花押が据えられているが表面の劣化や釘跡、背面の柱が日に焼けていない跡が見られないところから、屋外に掲示されたとは思われない。裁許の結果を、裁許状ではなく、従来と同じ高札の形で出したといえる。

小野貞久の次に大津代官に就任したのは、小野半之助宗清である。彼は、元禄八年一〇月に大津百町の町毎の絵図を作成させるなど、町政での実績は知られるが、高札は出してはいない。わずかに、元禄五年三月付で、大津百艘舟持中に対し、仕置きの遵守と「家来」による私用舟の禁止を命じているにすぎない。<sup>39</sup> ここからも、全ての大津代官が高札を出した訳ではないことがわかる。

大津町の誕生以来、世襲で代官を務めてきた小野氏は、分家では元禄二年正好の死と不納金の存在により代官職は断絶する。本家でも、宗清が元禄一二年に病死すると、後に残された久五郎（則正）は幼少を理由に代官職を継ぐことは認められず、江戸へ移住した。<sup>40</sup> かわって大津代官に就任したのは、実務官僚として仕える雨宮氏出身の雨宮庄九郎寛長であった。雨宮寛長は、幕府代官として天領支配と大津町支配に加え、正徳元年からは彦根藩領を除く琵琶湖の船を支配した湖水船奉行も兼帯する。

寛長は、大津代官に就任して間もない元禄一二年一月付で高札「8・9」を出す。内容は、漢字とかなに一部の異同があるものの、小野貞久と同様である。寛長が大津代官の就任直後に高札を出したのは、元禄一二年一月付で大津船持総代三名が、「大津百艘本御役船之由緒」と題した願書を出したことによる。大津百艘船の由緒を語ったもので、大津百艘船の創設から歴代大津城主による高札の交付、幕府支配となつてからも、大久保長安・小野貞則・小野貞久から高札を、小野宗清から証文を与えられているとしている。そして「右之通ニ御座候二付、当津御奉行様御代替り目ニハ御高札奉頂戴候、御慈悲之上如先規成被為下候ハ、難有可奉存候」と、代官の交代に合わせて高札が出されるという、事実とは異なる由緒を説明している。

これをうけて、間もなく雨宮寛長が高札を出したのである。高札の交付に対する大津百艘船の対応は、大津百艘船で書き継がれた『万留帳』に、「元禄十二卯十一月十七日、雨宮庄九郎様御高札成被下、難有奉存、則十八日ニ吉例之献上物指上ケ、御札ニ罷出申候、勿論家老衆・町役人様へも、即刻御札相勤申候」とみえる。「大津百艘本御役船之由緒」には日付が書かれていないが、一七日には高札が出されているところから、雨宮寛長の判断で短期間に処理されていることがわかる。

ところで、雨宮寛長の高札は、表に見られるように、現在二枚残されている。一枚「8」は、元禄一二年一月一七日に出された高札そのものであり、名前の下には花押が据えられる。保存状態は極めて良好で、背面には薄く十字に白地となっている部分があるが、屋外に掲示された痕跡とは思われない。

もう一枚「9」は、縦・横・厚さとも花押の据えられた高札よりも少し大きい。文字の配列は全く同じで、花押の位置には「在判」とある。表面は風化が激しく、かすれた文字の上から全面に墨書で「×」が書か



れている。揭示を外した後の書き込みである。背面には「8」とは異なり中央に蟻形溝（鳩尾状に彫られた溝）があり、貫通せず上から七ミリ程の位置で止まっている。溝は長さ三八・七センチ、幅は上端四・五センチ、下端五・三センチ、深さ〇・七センチで、上に行くほど狭まっている。下部の溝から表面に釘穴が貫通しており、背面の蟻形溝に柱を通して、下部で斜めに釘を打って位置を固定して、揭示したものと考えられる。<sup>⑧</sup>

二枚の高札は、花押のある高札「8」が兩宮寛長から出された原本で、「在判」の高札「9」はその複製ということになる。<sup>⑨</sup>そして、表面の風化の具合からは、複製が実際に揭示され、原本は保管されていた。大津代官の出した高札の中で、複製とはいえず、初めて屋外に揭示されたことが確認できる高札である。世襲代官から官僚代官への交代にあたって、大津百艘船から引き続き特権の維持を求め、それが安堵された結果といえるよう。

ここで問題となるのは、高札の揭示場所である。第三章で検討する彦根三湊との争論における三湊側の主張によれば、「元禄十二卯年兩宮庄九郎殿御代官替之節、前々之通ニ高札ニ被成、御建渡し被成候、然共此節も場所ハ往古今之通、坂本町之横町魚屋町之内ニ御立置被成候事」、「天正年中今享保四年之春迄ハ大津之内魚屋町と申坂本町之横町」と、坂本町の横町の魚屋町に建てられていたとする。坂本町は、大津浦で最大規模の船入である風呂屋関の東岸に位置していた。史料にあるように、複製の高札は魚屋町に建てられていたと考えて間違いないであろう。但し、大津城の縄張りには不明な点が多く、京極高次・大久保長安の高札が同所に建てられていたかは明らかではない。それよりも、享保期には浅野長吉以来高札が揭示され続けていたという由緒が定着していたことが知られる。

兩宮寛長は、大津代官就任直後の元禄一二年とは別に、宝永四年一二

月付で養子の兩宮源次郎寛民との連名で、もう一枚高札「10」を出している。寛長が高齢となり、寛民が宝永二年から代官見習いとなったため、それをうけて出されたものであるが、大津百艘船からどのような働きかけがあったかは、明らかではない。文言に漢字の異同はあるが、内容は元禄一二年と同じである。但し、花押はなく、「兩宮庄九郎 在判」「兩宮源次郎 在判」とあって、複製である。大きさは、元禄一二年の複製とほぼ同じで、表面は下半分の日焼けが激しく、屋外に揭示されていたものである。背面も同様に上までは貫通しない長さ三八・五センチ、幅は上端で四・五センチ、下端で五・二センチ、深さ〇・七センチの蟻形溝が通っている。表面下部中央に受け具によると見られるへこみがあり、溝に通して下部を支え、揭示したものと考えられる。

この高札が複製であれば、原本の高札はどうなったか疑問がわくが、花押の据えられた原本は高札ではなく、文書として出されていた。「大津百艘船関係資料」の中に、宝永四年一二月付の兩宮庄九郎・同源次郎の連名で花押の据えられた同文言の「従前々相定法度之事」が残されている。原本は文書で出され、併せて揭示用の高札が交付されたのである。<sup>⑩</sup>

以上見てきたように、世襲代官小野氏の時代には、大津城主のように代替りの高札が出された訳ではなく、大津百艘船の特権に関わるような争論が起こった際に、裁許の結果として従来と同じ高札の形で出されたといえる。それに対し、兩宮寛長が大津代官に就任すると、大津百艘船から高札の交付を願い出る。それも、「当津御奉行様御代替り目二ハ御高札奉頂戴候」という、事実とは異なる理由によるものであった。そして、実際に出された原本の高札や文書は大切に保管され、複製の高札が交付され、大津百艘船の特権を示す目的で屋外に揭示されたのである。この背景には、西廻航路の整備により琵琶湖を運ばれる輸送荷物の減少という、大津百艘船の死活問題に関わる事態があった。<sup>⑪</sup>

## 第三章 古郡年明と彦根三湊争論

大津百艘船の特権にとつて大きな転機となるのが、正徳三年（一七一三）一〇月付の古郡文右衛門年明の高札「11」である。兩宮寛長は正徳二年閏五月二日に大津で没するが、租税の滞りにより養子の寛民は跡をつけず、後任の代官として古郡年明が、幕府代官・大津町支配・湖水船奉行に就任する<sup>50</sup>。

代替りにもなう高札の交付という点は、先の兩宮寛長の場合と同様で、今回も大津百艘船から、町役を通じて「百艘船御高札往古之通御願申上<sup>51</sup>」げた結果である。この時に出された高札は次のようなものである。

## 定

- 一、於大津諸荷物并旅人俱ニ、前々之通「他浦之入船ニ不可積載之事、
- 一、当所役船たりとも、無混乱昼夜を」かきらす、順番ニ遅滞なく、荷物等」可積請之事、
- 一、当津之船他浦ニ有合候節、御朱印并「御証文を以被仰付候分ハ、無遅滞急度」相勉へし、其外公用たりとも、当津之」船他浦江押而索寄候儀於有之<sup>52</sup>、」先規之通可得指図事、
- 一、当津公事船相勤候節、前々之通船頭ハ」荷物之積揚仕間鋪事、
- 一、自分之手代召仕等、船賃なしに」船つかひ候儀、堅令停止候、若相背」輩於有之ハ、其段早速可申出<sup>53</sup>、
- 右之通急度可相守者也、

正徳三年十月 古郡文右衛門

事書は、過去の大津代官高札が「従前々相定法度之事」と、それ以前の高札を受ける形をとるのに対し、「定」である。書止も「右之通急度可相守者也」と、文言が異なる。全体の条数は五カ条と変わらないが、文

言には多くの変更が見られる。第一条では大津からの旅人・荷物を他浦からの船に積むことを禁止するが、元和三年（一六一七）の小野貞則高札から登場した「ともおり」が削られている。そのかわり、第二条で大津の「役船」（大津代官の役儀を務めている船＝大津百艘船）であっても順番で積み出すことを定めている。「ともおり」とは船積みの順番規程であるから、旧来の第一条を、二カ条に別けて記したことになる。

第三条では「御朱印御証文」があれば大津百艘船でも他の湊で船役を勤めることは認めるが、それ以外は公用であっても、「先規之通」り指図を得るように、第四条で「公事船」の際には「前々之通」船頭による荷物の「積揚」の禁止、第五条で代官所手代の無賃による船の利用の禁止をうたっている。第三条以降は、文言は変わっているが、旧来の内容をよりかみ砕いた表現に改めたといえるものである。

このように、文言に変化は見られるが、「前々之通」「先規之通」と従来の内容を踏襲している部分が多い。その一方で、過去の高札の第二条に示された「当所へ役儀不仕舟に、旅人・荷物のせ申間敷事」が削除されている。この第二条は、大津の船であっても大津百艘船以外には旅人・荷物は積ませないという内容であったが、実質的に意味を持たない条項として、削除されたものと思われる。なぜならば、この高札に対する大津百艘船の反応が、「御文言之儀古格御改成被下候」と文言の変更を認識しつつも、いずれ内容についての吟味があるだろうと、特権が一部制限されたにも関わらず、大きな危機感をもっていなかったからである。

それよりも、大津百艘船が問題としたのは、高札に「古格之通御判」が無かったことであった。そのため、再度訴え出たところ、「印付之御証文」を追って下すということであった。高札の文言が紙に書かれ、古郡年明の印が押された正徳三年一二月付の定書<sup>54</sup>が、翌正徳四年一〇月に出されている。そして、これを教訓として、大津百艘船では以後「御奉行

様御代り之節ハ、御高札・御証文一度ニ相願<sup>54</sup>うことが確認されている。高札の形状は、過去の高札と比較すると全体に大きく、表面は部分的に文字の風化がみられる。背面には長さ三六・五センチ、幅が上端四・七センチ、下端五・一センチ、深さ〇・六センチで、上部にゆくほど幅が狭くなる蟻形溝が、途中で止まる形で彫られている。下部には溝の部分に位置を固定していたと思われる釘穴が残る。

古郡年明は高札の文言を変えろという独自性を示したが<sup>55</sup>、四年後の享保二年（一七二七）にこの高札をめぐって大津百艘船にとって大事件が起こる。それは、高札によって安堵されていた大津からの荷物・旅人を他浦の船が積み出すことができないという特権が、彦根三湊の船は例外として認められるようになったことである。

彦根三湊による大津からの荷物・旅人の積み出しは、近世初期から度々争論となっていたが、享保二年一二月に彦根三湊が京都町奉行所に訴状を出す<sup>56</sup>。争論の経過については別稿<sup>57</sup>に譲るが、彦根三湊の背後には彦根藩がひかえ、藩を挙げて進められた。一度は大津百艘船の勝訴となり、古郡年明は享保四年二月一二日、それまで坂本町内の魚屋町にあった高札を橋本町の大橋西詰に移し、高札場も整備した。移転した場所は、彦根三湊の船が入りする彦根藩蔵屋敷の正面であった。

それ以前の高札場が、「小石をならへ、短キ竹やらいニ而捨馬之札など之様ニ被建置、心付無之ものハ札建候共不存程之義ニ而御座候」という粗末なものであったのに対し、「野つらの石壺つならひニ根石を置、其上を切石ニいたし、高サ壺尺五寸斗、前幅三尺程ニ致、高サ壺丈程ニ高ク上ケ札をかけ、土台之上ニ三寸角斗之木ニ而高サ壺尺五寸斗柵を付、其内ニ公儀御制札之ことく大札ニ而建上之、雨覆三分板斗ニ而屋ねを致、建被申候<sup>58</sup>」という立派なものであった。彦根藩に対する当てつけともいえるような措置である。

一度は敗訴となった彦根三湊ではあったが、彦根藩では藩主が直接幕府老中にはたらきかけ、京都でも工が進められた結果形勢は逆転し、彦根三湊勝訴への流れが決定付けられる。享保五年一月六日、古郡年明は京都町奉行の指示により、高札場から高札を撤去する。そして、同年四月四日、京都東町奉行山口直重の前に呼び出された大津百艘船と彦根三湊の代表者に対し、西町奉行諏訪頼篤が同席の上で、彦根三湊勝訴の裁許を下す。

彦根三湊勝利の直接の理由は、①高札の文言が古郡年明によって書き替えられたことによって、その内容は大津町支配を兼帯した一代官（大津代官）の出したものであると判断されたこと、②大津にあった彦根藩蔵屋敷は彦根藩領であり、大津町支配の管轄外であること、の二点によっている。しかし、その背後には、享保期に諸藩で起こっていた、幕藩関係における「藩」の自立政策が関係していたと考えられている<sup>59</sup>。従って、①の古郡年明による文言の書き替えが無くとも彦根三湊の勝利は動かなかったと思われるが、慣習として続いていた文言を変更することがいかに大きな意味を持ったかを示している。そして、この裁許によって、幕府の大津百艘船に対する特権安堵の方針が後退したことは間違いない。

大津からの荷物・旅人の独占的積み出しという特権が、彦根三湊に限っては例外として認められたことをうけ、大津百艘船は裁許の変更を求めて何度も京都町奉行にお願いし、彦根藩も裁許の内容を示した高札の掲示を、京都町奉行に求めている。事態がなかなか動かなかつたのは、裁許時の京都所司代で老中となっていた松平忠周に、京都町奉行から問い合わせがなされていたためである。高札について江戸の老中の指示を待っているのは、彦根藩主が江戸で老中に直接働きかけたことによるが、従来の大津代官の権限を越えた形で、協議が進められていたのである。

この間、大津町支配にも、大きな転換がおこる。享保七年大津代官古

郡年明は退任し、大津町支配は京都町奉行の管轄となり、大津代官と湖水船奉行は桜井孫兵衛政能にかわる。京都町奉行による畿内・近国八カ国支配の体制が、大坂町奉行との間で四カ国ごとに分割されるという、幕府による上方支配再編の一環であった。

ようやく次の高札が出されたのは、享保一三年のことであった。九月二三日、京都西町奉行本多忠英の屋敷に向いた彦根藩の使者と留守居の兩人に対し、東町奉行長田元隣が同席の上で、本日大津百艘船を呼び出し、彦根藩の望みになつた高札を建てるよう命じたとして、高札の文言を写した文書が手渡された。この後に彦根藩が入手した情報では、大津百艘船年寄四人と惣代一人が呼び出され、高札と印付の写し(文書)が渡され、出火・非常時での対応の証文を差し出したとのことであった。京都町奉行が高札を出したのは、先の争論の裁許が京都町奉行によつてなされたことによる。この時の高札は今に残されていないが、次のような印付の証文が残されている。

定

一、当津にて諸旅人・同荷物、艫おりにあたり候「船之外、入船にのせ申間敷事、

附 彦根蔵着三湊船ハ、荷物・旅人共に積下候儀、「町家・百艘共に差構申間敷事、

一、当所役船たりとも、無遅滞順番に荷物等「可積請、勿論当所江役儀不仕船に、旅人并」荷物等のせ申間敷事、

一、当津之船他浦にかゝり合候節、御用と申立「引寄候ハ、可申来、然共御朱印又ハ支配之」証文於有之者、異儀有間敷事、

附 御用にて船つかひ候節ハ、上乘・荷主差図「無之内、船頭・かこ荷物積揚仕間敷事、

右之通急度可相守者也、

享保十三申年

九月

筑後(印)  
越中(印)

古郡年明の高札と内容を比較すれば、全体の条数が五カ条から三カ条となつてはいるが、五カ条の最後にあつた手代による無賃での船の使用禁止(古郡以前の代官では「我等もの」の内々での船使用の禁止)を削り、内容を三カ条にまとめたものと言える。内容も第一条に「艫おりにあたり候船之外」という文言が復活しているように、古郡の前の兩宮寛長・寛民の高札に戻している。そして、彦根藩の要望通り、第一条の「附」として、彦根蔵に着いた三湊船が大津から荷物・旅人を積み出すことに対して、大津町の住人や大津百艘船は妨げはいけぬ自由は大津から積み出すことができることとされたのである。また、無賃での船使用禁止が削られたのは、京都町奉行が大津百艘船を使用する立場にないことを示している。

九月二三日に大津百艘船に渡された高札は、二四日に橋本町の高札場に掲げられた。かつては、高札場を元の位置に戻すよう求めていた彦根藩であったが、彦根藩蔵屋敷前の高札場に掲げられたことで、逆に彦根三湊が大津からの荷物・旅人を自由に積み出すことができるという権利を誇示する形となつたのである。

享保五年一月六日に古郡年明が高札を撤去し、享保一三年九月二四日に大津百艘船によつて高札が掲示されるまでの八年半の間、橋本町の高札場には何も掲示されていなかったことになる。京都町奉行により裁許が下されたにも関わらず、彦根藩・大津百艘船とも高札の存在を気にしていたのは、高札として広く掲示されることに重要な意味があつたからといえる。

## 第四章 京都町奉行と高札

京都町奉行の名前で出された高札で現在まで伝えられているのは、享保一七年（一七三二）八月付の筑後（本多忠英）・伊賀（向井政暉）の連名〔12〕と、明和二年（一七六五）五月付の阿波（小林春郷）・播磨（太田正房）の連名〔13〕の二枚のみである。前者は、享保一三年の高札に名前があった越中（長田元隣）にかわって向井政暉が享保一七年五月七日に東町奉行に就任した時のものである。大きさは縦はあまり変わらないが、横は一〇六センチと、大津代官の出した高札に比べて約一・五倍となっている。天部は後に削られたため、釘穴も見られない。下部の二カ所に黒い痕跡が見られるところから、一本の柱によって支えるのではなく、下から二カ所で受ける形で掲示されていたものである。但し、天部が削られているところからか上部がどのような形となっていたかは不明である。文言は享保一三年九月に出された最初の京都町奉行連名の高札と同じで、差出者は受領名のみで花押はない。表面に顕著な風化が見られないのは、高札場が整備されたこと、元文二年（一七三七）に西町奉行が交代し、掲示期間が五年程であったことによる。

後者は、明和元年閏一二月一五日付で太田正房が西町奉行に就任したことを受けて、出されたものである。縦四四・八センチ、横一〇九・六センチと享保一七年よりも大きくなっているが、四・五センチという厚さが際立つ。背面には左右に上まで貫通する蟻形溝が二本通り、下部には二カ所の受けの跡が見られる。蟻形溝は、掲示のためではなく、板を通すことで高札の反りや割れを防ぐためのものである。<sup>64</sup>

表面の文字は風化し下半分はほとんど消えているが、厚さは左端から約二二・四センチの幅だけが一ミリほど薄くなり、この部分に年月と受領名がはっきりと記されている。これは、文言が同じであるところから、

年月と受領名だけ削ることで消し去り、新たに書き加えたことを意味している。以前に比べて異常に板が厚いのも、何度でも削れるようにしたのである。京都町奉行の高札となった時、当初は奉行の連名で単発の高札を出したが、奉行の交代が頻繁におこることから、年月と受領名の部分だけを書き替える工夫がなされたと思定できる。<sup>65</sup>

木製の高札二枚に対し、享保一三年九月付の西町奉行本多筑後守忠英と東町奉行長田越中守元隣の名を最古として、京都町奉行の連名で高札の文言を記した文書が残されている。黒印が捺されているところから「印紙」と呼ばれ、その数は六一通におよび、<sup>66</sup>東西の京都町奉行のどちらかが交代した時には、原則として出されている。大津町支配は、明和九年三月九日に大津代官石原清左衛門正顕に命じられて京都町奉行の手を離れるが、「百艘船御高札御印紙等は不相替京都御奉行様より御渡に相成候旨被仰渡候御事」とあって、高札と印紙は引き続き京都町奉行の権限とされた。<sup>67</sup>

次に、高札と印紙が大津百艘船に交付される手続きを、文政三年（一八二〇）を例に見ていきたい。<sup>68</sup>文政二年一二月八日、目付牧助右衛門義珍が京都東町奉行となる。彼が赴任したのは翌年の四月で、京都の下町代田内氏より「初入御札」が四月二一日になるとの連絡が入る。知らせをうけた大津百艘船年寄三郎兵衛は、四月二〇日、大津代官所に「当津橋本町大橋詰二御建被下置候船御高札・御印紙共御書替奉願度、今日京都西御役所江持参仕候」との届書を出す。ちなみに、高札場の痛みも進んでいたところから、併せて屋根と玉垣の修理も願い出る。この二通の書類を「町方御当番所」へ持参して承諾を得ると、続いて目付三人に届け出、さらに高札場の所在する橋本町の年寄と小歩へも通知する。普段高札場の管理が橋本町に任されていたからで、高札を京都へ持参するにあたって、断りを入れたものである。

三郎兵衛は百艘船年寄の勘三郎と供の合計四人で二〇日の内に京都に登り、宿をとる。東町奉行所の南に所在する神泉苑町の鍵屋佐助方が常宿である。翌二一日朝六ツ過に「初恐悦」となり、新任の東町奉行牧義珍に金子二百疋、御用人四人と御取次四人の計八人には手札を、町代内田彦兵衛に「先格」として白銀一両を渡している。

東町奉行所での「御初入御札」が無事終わると、次は本来の目的である高札・印紙書き替えのために西町奉行所に向かった。西町奉行所では、公事下同心広瀬佐野右衛門と出逢い、次のような口上書を差し出している。

乍恐口上書

一、大津橋本町大橋詰ニ御建被下置候船御高札・御印紙、御書替頂戴仕度奉願上候、則先達而被下置候御高札・御印紙御高覧奉入候、尤是迄之御高札・御印紙共前々之通被下置候様奉願上候、以上、  
文政三丙（庚）辰年四月廿一日 大津百艘年寄

三郎兵衛

勘三郎

御奉行様

高札・印紙の書き替え願のため、現在掛けられている高札と、その内容を記した京都町奉行の連名になる印紙を持参したというものである。そして、書き替えられた後には、今回差し出した印紙も返却されるよう、願ひ出ている。

この時、口頭で「いまた御文言札（正）敷御座候間、御名・年月斗御書替被下候様申上」げたと、聞き届けられている。文字は読めるので、名前（受領名）と年月のみの書き替えを願ひ出ているのである。こうして、高札と印紙は公事方に渡され、ひとまず引き取るようにとの指示が出されるが、新任の奉行には届けないのが「先格」とされている。

なお、文字が見えにくくなった場合は、文字の修正（上からなぞったか）を併せて願ひ出ている。天保二年（一八三二）十一月のことであるが、高札の書き替え謝礼の中に「御筆者」の浅賀卯三郎に、通常の金百疋に加え銀壹両を支出している。その理由は、「御高札表之墨うすく相成候故、御直し可被下候事故、謝礼致ス」と見える。

さて、高札・印紙を差し出して三〇日以上たつても何の音沙汰もなかったところか、心配となった三郎兵衛は五月二三日に京都に出向き、掛りの広瀬に問い合わせた。広瀬の返答は、西町奉行松浦忠は「殊之外御念御入候御方」で、他にも同様の件が多くあつて延引しているが、大津百艘船の高札は天正以来の事であるから心配には及ばないという話で、翌日大津に戻っている。それから四日後の二七日、鍵屋佐助方より飛脚が届き、二八日に西町奉行所に出向くようにとの事であった。指示通り三郎兵衛と勘三郎が出向くと、広瀬より高札と印紙が渡され、帳面に受け取りの印を押している。続いて東町奉行所に出向き、同様に高札・印紙の受取状を出している。

以上をもって京都町奉行の交代にともなう手続きは終了するが、東西町奉行にはそれぞれ金二百疋、西町奉行所公事方五人、東町奉行所公事方四人の合わせて九人にそれぞれ金百疋、この外に東西町奉行所の関係者に謝礼を渡している。

三郎兵衛一行は、この晩は京都に泊まり、翌二九日大津に戻ると、代官所に高札と印紙の書き替えが無事行われて持参して戻ったことを、高札場の屋根・玉垣修理の完成と併せて、報告している。続いて、目付役三人に報告に出向くが、その際にはそれぞれ銀三匁を贈っている。最後に、橋本町年寄への挨拶と、橋本町小歩へ鳥目二百文を遣わすことで、全てが終了する。ちなみに、費やした経費は、金四兩三步と銀一三匁三分と銭四百文であった。

長年にわたって高札が掲示されると、補修では対応できず作り替えが必要となってくる場合があった。京都町奉行の交代にともなって修正された痕跡の残る高札「13」は、明和二年五月付である。これは、明和三年九月一二日に石河土佐守政武が京都東町奉行に就任したことによるもので、この時新たな高札が作られて掲示され、古い高札はその役割を終えて大津百艘船に残されたのである。

それから八二年後の弘化四年（一八四七）、再び高札が作り替えられた。弘化三年一二月一五日に水野下総守重明が西町奉行に就任すると、例の如く京都の田内氏より「初入御札」が弘化四年四月三日と伝えられる。四月二日大津百艘船年寄太郎兵衛は、大津代官所に出京届と高札場の屋根修覆願を出して上京する。四月三日西町奉行の初入恐悦の後、東町奉行所に向いて高札と印紙の書き替えを願ひ出るが、高札については「新古式枚差出、今般新板仕立申」すことを求めている。「古」は代々書き継がれてきた高札、「新」は大津百艘船年寄が持参した、何も書かれていない高札である。『万留帳』に描かれた略図によれば、板の大きさは縦一尺五寸（約四五センチ）、横三尺六寸（約一〇八センチ）で厚さは一寸四分五厘（約四・四センチ）とあり、現存する明和二年五月の高札「13」とほぼ同じ大きさである。

新たな高札への書き替えは問題なく進められ、五月一日東町奉行所で新旧の高札と新旧の印紙を受け取った。ところが、過去の印紙では包紙に「定書」と奉行二名の受領名が書かれていたのに対し、今回は「白紙」で下されるという、異例の事態となった。そのため、一旦公事宿に戻って協議し、包紙への上書を再度願ひ出て認められている。この後、例の如く東西町奉行と公事方等に礼に出向くが、新たに高札を書いてもらったために、書役の小木源次郎には通常は金百疋のところを倍の金二百疋渡している。新しい高札を得て、高札場の屋根修覆もなり、翌一二

日朝、高札を掲示する。『万留帳』には「此度御高札板新調、場所修覆等出来、立派二相成、一同大悦致し候事」と、素直な喜びを表現している。しかし、この時に書き替えられた新古の高札二枚は、王政復古とその後

の混乱によるためか、今に残されていない。

慶応三年（一八六七）一二月九日王政復古が宣言されると、慶応四年正月三日に新政府軍が天津の守備に入り、一日には大津代官石原清一郎正美が新政府から従来通りに大津町支配を命じられる。しかし、三月七日には大津裁判所が設置されて長谷信篤が総督となり、閏四月二五日に大津県が誕生する。この間、慶応四年三月付で、湖水取締役所から、①「京都御備場」である近江国から、穀物の湖水積み下り禁止、②船改印の打ち替えを請けない船の通船禁止、③船賃の増銭禁止、の三カ条からなる法令が出される。琵琶湖の船支配が、大津代官の兼帯した湖水船奉行から、新政府の湖水取締役所へと変わったのである。

「大津百艘船関係資料」に残されている最後の高札は、慶応四年六月付の太政官高札である。しかし、そこに記されたのは「湖中通船御用荷物并諸藩出兵」の船賃は相対で定めるようにという運賃規程であり、もはや大津百艘船の特権を安堵する内容ではなかった。

大津百艘船が京都町奉行が替わること高札を求めたのは、享保の争論が京都町奉行によって裁許されたという経緯があり、裁許の内容の確認を意味した。高札の書き替えにあたって古い印紙を持参したのも、前奉行による印紙の交付を証明するためであった。そして、高札が時の京都町奉行の連名で出されている以上、奉行が替わること確認を求める必要があった。大津百艘船にとつて、彦根三湊による大津からの積み出しは例外として認めるものの、「当津にて諸旅人・同荷物、艫おりにあたり候船之外、入船にのせ申間敷事」という特権は、大津百艘船存続の根拠となるからである。

## おわりに

最後に、高札の差出者と高札の要望者との関係から、本稿の論旨を整理しておきたい。大津築城と時を同じくして創設に着手された大津百艘船に特権を付与・安堵する高札は、初代大津城主浅野長吉以降、大津城主や大津代官、京都町奉行によって出されてきた。高札の差出者は、時代の流れから①大津城主・大久保長安→②大津代官→③京都町奉行、の三つに区別できる。これは結果的に、①柱に釘で打ち付ける→②柱に蟻形溝で接合する→③下から受ける、という高札揭示方法の変遷でもあった。

①は大津城主や大久保長安の意志によって出されたもので、五枚の高札の内で屋外に掲示されたのは、京極高次と大久保長安の二枚だけである。最初の三枚は、大津に船を集めるための優遇策の根拠として大津居住の船持ちによって保管され、掲示されることはなかった。それに対して、実際に掲示された二枚は、大津百艘船が組織として誕生したことをうけて、その特権を示すものとして、広く知らしめる必要があった。同じ文言の高札であっても、出された時の状況によって揭示の有無が判断され、果たした役割も異なるのである。

②では、最初の小野氏の二枚は、大津百艘船をめぐる争論を受けて、裁許の結果として大津代官が出したと考えられるが、高札が屋外に掲示された痕跡は見られない。特権の内容を、従来の形に従って高札として出したものである。

それに対し、雨宮氏の高札は、世襲代官小野氏から官僚代官への交代という中で、代替りの高札交付という事実とは異なる理由を持ち出して、初めて大津百艘船からの出願を受けて交付された。そして、花押の据えられた高札や文書は原本として保管され、複製の高札が実際に掲示され

るようになる。大津百艘船にとっては、揭示用と方が一に備えての保存用が必要であった。高札の揭示が恒常化するのも、雨宮氏からである。

この時を画期として、以後高札の要望者が大津百艘船に移り、大津百艘船の出願を受けて高札を出すという流れに変わる。その背景には、西廻り航路の整備にともなう湖上輸送荷物の減少があり、大津百艘船にとつて大津からの旅人・荷物輸送の独占は何としても維持していく必要があったからである。

③の京都町奉行の連名になる高札の直接のきっかけは、享保五年（一七二〇）に彦根三湊と大津百艘船の争論が京都町奉行によって裁許され、彦根蔵着の彦根三湊の船は、大津から荷物・旅人の積み出しが認められるようになったことである。裁許を受けて出された最初の高札は享保一三年九月で、以後東西どちらかの京都町奉行が交代すると、連名で高札が出される。享保七年から大津町支配が京都町奉行の管轄となり、明和九年（一七七二）に大津代官による大津町支配が復活しても、高札が京都町奉行の連名であるのは、大津町支配を根拠とするものではなく、京都町奉行による裁許の確認としての高札交付があったことによる。

新任の京都町奉行が赴任すると、大津百艘船は高札と印紙を持参して、書き替えを願い出る。高札は年月と奉行の受領名の部分を削って書き替えられ、同文の印紙と共に交付されるといふ、恒例行事となる。高札の文字が見えにくくなれば上からなぞって読めるように依頼し、高札そのものが使用に耐えられなくなれば、新たな高札板を持参して作り替えを願い出る。出願には、京都町奉行と大津代官をはじめとする関係者への謝礼に、多額の経費を負担する。それでも、京都町奉行によって、彦根蔵着の三湊船は例外としても、大津からの荷物・旅人は他浦の船が積み出すことができないう大津百艘船の特権を、高札の揭示によって示し続ける必要があったのである。



近世の高札研究は幕府の高大札が中心で、法令公布という一次機能は次第に形骸化していくという理解が一般的であった。しかし、大津百艘船では、大津城主・大津代官が公用船の必要から特権の付与・安堵のために出した高札としてはじまりながら、兩宮氏の高札を画期として大津百艘船が特権安堵を目的に出願する形に替わり、幕府崩壊まで機能していた。この間、彦根三湊との争論を経て、幕府による特権安堵の方針は後退するが、大津百艘船が高札揭示の意義を自覚し、要望者となって働きかけた結果、京都町奉行の連名による高札と印紙の交付が続いていたのである。

### 【註】

- ① 『国史大辞典』（吉川弘文館）を始めとする主要な日本史辞典では、両者を同じものとする。『国史大辞典』は「制札」の項で、禁制・掟書・定書・条目・法度などの文書形式を木札として公示したものを「制札」としている。これは、板に墨書するという形態から「制札」を捉えていることによるが、中世の古文書学では「制札」は板に書かれたかどうかは別にして、文書の様式として扱われている（佐藤進一『新版』古文書学入門〈法政大学出版局、一九九七年〉一三七頁・二四八頁）。一方、「高札」については、『国史大辞典』が「制札ともいう」とした上で、江戸時代について説明している。
- 実際の史料では、例えば『京都御役所向大概覚書』所収の「從三所司代「被」建候制札之事」には、「三條大橋西詰之高札者前々々所司代被」相建「候」と説明をしながら、高札文言の引用前には「三條大橋際ニ有レ之制札」とするなど（『同書』上巻〈清文堂出版、一九七三年〉五二〇頁）、「高札」と「制札」が混用されている。本稿の対象とする大津百艘船の「高札」についても、『大津市史』下巻（大津市役所、一九四二年）「百艘船」の項に収録されている史料では、「高札」と「制札」は意識的に使い分けられていない。
- ② 三浦周行『法制史之研究』第一編第二「歴代法制の公布と其公布式」（岩

- 波書店、一九一九年）。
- ③ 穂積陳重『法律進化論』第二冊、第三編第五章第二節第四款「揭示公布式」（岩波書店、一九二四年）。
- ④ 石井良助『民法典の編纂』附録第九「法の公示方法の沿革」（創文社、一九七九年、初出は一九六二年）。
- ⑤ 服藤弘司『幕府法と藩法』第四章「高札の意義」（創文社、一九八〇年）。
- ⑥ 久留島浩「近世の村の高札」（永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年）。
- ⑦ 渡辺浩一「江戸の高札―三類型と維持・管理―」（『歴史』一一二、二〇一〇年）。
- ⑧ 渡辺浩一「江戸の「六ヶ所」高札場と都市社会」（『日本歴史』七四五、二〇一〇年）。同「江戸橋広小路の明地高札と都市社会」（『日本歴史』七七九、二〇一三年）。
- ⑨ 『高札―支配と自治の最前線』（大阪人権博物館、一九九八年）。
- ⑩ 重田正夫「近世村落における高札と村方諸帳面の管理」（『文書館紀要』二二、二〇〇九年）。
- ⑪ 『高札 中山道熊谷宿』（熊谷市立図書館、一九九二年）。
- ⑫ 小島道裕「中世の制札―現存資料の検討から―」註⑨『高札―支配と自治の最前線』。
- ⑬ 田良島哲「南北朝時代の制札と禁制」（『古文書研究』三五、一九九一年）。
- ⑭ 小島道裕「岐阜円徳寺所蔵の楽市令制札について」（『戦国・織豊期の都市と地域』青史出版、二〇〇五年、初出は一九九一年）。
- ⑮ 国立歴史民俗博物館ホームページ。
- ⑯ 『新修大津市史』第三卷（大津市役所、一九八〇年）二〇一頁。
- ⑰ 大津百艘船に関する古文書とともに伝えられ（現在大津市歴史博物館に寄託）、平成三〇年に重要文化財に指定された。
- ⑱ 享保一三年（一七二八）九月の京都町奉行高札が、『東海道宿村大概帳』（吉川弘文館、一九七〇年）九五二頁）に引用されているが、現存しない。また、本文でふれるように弘化四年（一八四七）に高札が作り替えられているが、この時の新旧二枚の高札も、今に伝わっていない。

⑲ 『湖都大津のこもんじよ学』（大津市歴史博物館、二〇一四年）二七頁。  
以下、京極高次までの高札は、同書二六頁及び八一・八二頁による。筆者も含めて、過去の研究では高札の文言は原本ではなく註①『大津市史』下巻「百艘船」所収の史料に拠っていたところから、誤りも多くみられる。また、本稿で検討する高札の屋外掲示の有無とその意味についても、特に注意を払うことはなかった。

⑳ 藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動（天正一〇年六月以降）」藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』（思文閣出版、二〇一一年）。

㉑ 註⑬『新修大津市史』第三卷、一六五頁。

㉒ 増田の高札には、山形頂部の一・四センチほど下に、四角い釘穴のようなものが一カ所見られるが、屋外掲示のためのものとは考えられない。

㉓ 徳川家康没後四〇〇年記念特別展『大関ヶ原展』（東京都江戸東京博物館他、二〇一五年）史料番号七四。浅野から新庄までの城主時代で大津船の活動が知られるのは、増田長盛により「大津船方中」宛に大津城主以外による徴用を禁止したこと（大津百艘船関係資料、一一二二）、秀吉により新庄直頼と観音寺に対し朝妻・舟木からの材木・薪等を「大津船」に、他の船は蔵米を運ぶよう命じたこと、天正二〇年（一五九二）の唐入りの加子改めで、「大津村」から二〇〇人の加子の内三五人が徴用されたこと（杉江進『近世琵琶湖水運の研究』Ⅰ・第一章「近世琵琶湖水運の成立」〈思文閣出版、二〇一一年〉）、である。

㉔ 草津市史資料集6『芦浦観音寺』（一九九七年、草津市教育委員会）史料番号七五、七六。

㉕ 唯一の変更は、家康の家臣井伊直政が佐和山城に入り、後に彦根藩が生ずると、彦根藩領の船支配が幕府の湖水船奉行観音寺の手を離れたことである。

㉖ 『京都御役所向大概覚書』下巻（清文堂出版、一九七三年）三四一頁。

㉗ 「大津百艘船関係文書抄」註①『大津市史』下巻、一九三頁。

㉘ 註⑬『新修大津市史』第三卷、二八七頁。

㉙ 大津百艘船関係資料、高札五。

㉚ 註⑬杉江進『近世琵琶湖水運の研究』Ⅱ・第一章「艫折と帳屋」。

㉛ 註⑬杉江進『近世琵琶湖水運の研究』Ⅰ・第二章「近世琵琶湖水運の展

開」。  
⑳ 『近江堅田舟頭中掟』日本思想大系22『中世政治社會思想』下（岩波書店、一九八一年）二三〇頁。

㉑ 朝尾直弘『鎖国』（小学館、一九七五年）一一五頁。

㉒ 和泉清司編著『江戸幕府代官頭文書集成』「研究編」（文献出版、一九九九年）。

㉓ 註⑬『新修大津市史』第三卷、二八八頁。

㉔ 日本歴史地名大系25『滋賀県の地名』（平凡社、一九九一年）一五七頁。

㉕ 「大津百艘船松本浜関係書類」註①『大津市史』下巻、二〇〇頁。

㉖ 「大津百艘船松本浜関係書類」註①『大津市史』下巻、二〇〇頁。

㉗ 「大津百艘船由来」註①『大津市史』下巻、一七八頁。

㉘ 註⑬『新修大津市史』第三卷、三〇二頁。

㉙ 吉川三左衛門家文書（滋賀大学経済学部附属史料館保管）、舟運一〇。

㉚ 大津百艘船関係資料、一八九。

㉛ 国立国会図書館デジタルコレクションの「御高札絵図類」（請求記号八一九一―一八四）三八コマには、高札を掲示した横からの図面が掲載されているが、この形に当てはまる。

㉜ 享保一二年八月に大津百艘船持共が出した「大津浦百艘船持共由緒」（大津百艘船関係文書抄、註①『大津市史』下巻、一九三頁）には、「御代々船御制札並百艘え被成下候御書物之覚」として「御制札壹枚 但元禄十二己卯年十一月 雨宮庄九郎様」とあり、雨宮寛長の高札は一枚と認識されている。

㉝ 註④吉川三左衛門家文書、舟運一〇。なお、この記述によれば、小野氏の時代にも魚屋町に高札が掲示されていたように思われるが、現存する二枚の高札には屋外掲示の痕跡はみられず、複製の高札を掲示していたとしても今に残されていないところから、掲示があったとは考えられない。

㉞ 註⑬『新修大津市史』第三卷、三〇三頁。

㉟ 大津百艘船関係資料、三六一。

㊱ 二枚の高札や文書の交付については、『京都御役所向大概覚書』の「従三所司代」被「建候制札之事」（註①『京都御役所向大概覚書』上巻、五一―五三頁）に、興味深い記述が見られる。京都所司代が交代すると、寺社等に対

し、渡してある「制札」の写を差し出すよう町奉行所が山城国中に触れる。そして、町奉行所に集まった写が京都所司代に持ち込まれ、新たな「制札」が作られ、町奉行所からそれぞれに渡される。正徳五年七月三日に京都所司代から京都西町奉行に渡された「制札」の内訳は、①「紙札」に「判」があり「板札」に「在判」とあるもの三二枚、②板に書かれた下知状で「判」の無いもの一枚、③「板札」に「判」があり「紙札」は渡されないものが六枚、④「紙札」に「判」があり「板札」は渡されず受け取った寺が「板札」を作るもの一九枚（一七枚？）、⑤「判」の無い下知状七枚、⑥「判」のある折紙一通、となっている（この次に記されている集計とは異なる）。「紙札」が文書、「板札」が高札であり、両者が様々な組み合わせで出されていることがわかる。但し、この違いの理由は説明されていない。

④ 註②③ 杉江進『近世琵琶湖水運の研究』Ⅰ・第三章「近世琵琶湖水運の変容」。

⑤ 註①⑥ 『新修大津市史』第三卷、三〇四頁。

⑥ 「万留帳（八）」（大津百艘船関係資料一八九）。

⑦ 大津百艘船関係資料、高札一。□は判読不明のため、註⑤の文書で補った。

⑧ 大津百艘船関係資料三六二。

⑨ 「万留帳（八）」（大津百艘船関係資料一八九）。

⑩ 高札の文言が書き替えられた理由は明確にはできないが、宝永七年（一七一〇）四月一五日に六代將軍徳川家宣が代始めに出した武家諸法度が、従来の林家にかわって新井白石によって全面的に一新され、それ以前の漢文体を改めて読み下しとし、新たな將軍権力の登場を印象付けたと評価されていることと関連づけられないであろうか（高埜利彦『天下泰平の時代』（岩波新書、二〇一五年）一〇四頁）。

⑪ 以下、争論の経過は、註④⑤ 吉川三左衛門家文書、舟運一〜一〇による。

⑫ 註②③ 杉江進『近世琵琶湖水運の研究』Ⅰ・第四章「幕藩間の相克」。

⑬ 註④⑤ 吉川三左衛門家文書、舟運八。

⑭ 『新修彦根市史』第二卷（彦根市、二〇〇八年）五八五頁。

⑮ 『新修大津市史』第四卷（大津市役所、一九八一年）二七頁。

⑯ 次章で述べるように、次の高札の書き替えに当たって京都町奉行所に持ち参し、そのまま奉行所預かりとなった可能性がある。

⑰ 大津百艘船関係資料三六三。

⑱ 「彦根蔵着」三湊船とされたのは、三湊船が幕府領の米を大津へ運んでくる場合には彦根蔵に着かないため、その船は大津から荷物や旅人を積み出すことはできないことを意味している。

⑲ 朝治武「高札の考察」註⑨『高札—支配と自治の最前線』。

⑳ 竹原万雄「高札研究をめぐる現状と課題」（『明治大学博物館研究報告』一二、二〇〇七年）によれば、明治大学刑事事博物館所蔵の高札には、同様に発給者の部分の板面が削られて書き直されたものが、註⑪『高札 中山道熊谷宿』は発給者の部分が別木で嵌めこまれている高札があることを紹介している。

㉑ 大津百艘船関係資料三六三〜四二二。

㉒ 『岩波日本史辞典』の卷末付録「江戸幕府諸職表・京都町奉行」を参照すると、天保九年（一八三八）三月二八日東町奉行就任の石河政平、安政六年（一八五九）九月一〇日東町奉行就任の水野忠全、最後の西町奉行高力忠良の三人については、就任時の印紙は見られない。就任期間がわずかで、上洛していない可能性がある。

㉓ 「大津百艘船由来」註①『大津市史』下巻、一八一頁。

㉔ 「大津百艘船由来」は、天正一九年（一五九二）五月九日の新庄直頼以来、「御高札御印紙被下候事」（註①『大津市史』下巻、一七五頁）とするが、これは明らかな誤りである。高札と印紙がともに残されているのは兩宮寛長・寛民の宝永四年（一七〇七）十一月以降である。渡邊忠司「近世大津支配体制の確立」『大津代官所同心記録』（清文堂出版、二〇一六年）は、「大津百艘船由来」の大久保長安に関する「舟御高札御印紙前同断御立被下候事」との記載から、大久保が湖上船を支配したと解釈し、高札・印紙について括弧書きで「運行規則・規制などの制札の管理また極印打など権利の認可」とする。しかし、大久保が印紙を出した事実はなく、歴代城主と同様の高札を出しているにすぎず、湖上船の支配は行っていない。また、高札・印紙は本文でも述べたように、大津百艘船の特権を認めた高札とその写の文書に印を捺したもので、「運行規則・規制などの制札の管

理または極印打などの権利の認可」の根拠となるものではない。

⑦⑩ 以下の経緯は、「万留帳（九五）」（大津百艘船関係資料二二五）による。なお、杉江進「近世琵琶湖水運の特質と大津浦―大津浦の構造をめぐって―」（『交通史研究』八六、二〇一五年）では、高札は大津町奉行所で書き替えたとしたが、明らかな誤りであり、訂正する。

⑦⑪ 新訂増補国史大系『統徳川実紀』第二篇（吉川弘文館、一九八二年）三一頁。

⑦⑫ 「万留帳（八一）」（大津百艘船関係資料二〇一）。

⑦⑬ 「万留帳（二〇六）」（大津百艘船関係資料二二六）。

⑦⑭ 以下の経緯は「万留帳（二二二）」（大津百艘船関係資料二四二）による。

⑦⑮ 註⑥『新修大津市史』第四卷、四九七頁。

⑦⑯ 『草津市史』第二卷（草津市役所、一九八四年）四三四頁。

⑦⑰ 大津百艘船関係資料、高札一四。

⑦⑱ 琵琶湖を運ばれる荷物が減少していく中で、大津百艘船は荷主や問屋との間で別に賃銭（乗前）をとることにより、他浦の船が大津から荷物・旅人を積み出すことを認めるようになる（註②③杉江進『近世琵琶湖水運の研究』Ⅱ・第二章「上米と乗前」）。

〔謝辞〕 本稿作成にあたり、木村信子氏、大津市歴史博物館及び同館の高橋大樹氏にお世話になった。記して、感謝申し上げる。

（大津市教育委員会文化財保護課）